

駐車場法施行規則の一部を改正する省令の施行等について（通知）

平成 26 年 12 月 25 日
国 都 街 第 87 号、第 88 号
地 方 整 備 局 長、北 海 道 開 発 局 長、
内 閣 府 沖 縄 総 合 事 務 局 長、都 道 府
県 知 事、政 令 指 定 都 市 の 市 長 等
国 土 交 通 省 都 市 局 長 等 へ 通 知

駐車場法施行規則の一部を改正する省令（平成 26 年国土交通省令第 68 号）（以下「改正省令」という。）が平成 26 年 7 月 25 日に公布され、平成 27 年 1 月 1 日より施行される。また、本改正省令に基づき、本日、駐車場法施行令（昭和 32 年政令第 340 号）第 15 条に規定する特殊の装置の認定基準を「機械式駐車装置の構造及び設備並びに安全機能に関する基準」（平成 26 年国土交通省告示第 1191 号）（以下「新基準」という。）として告示したところである。

これらの改正の趣旨、概要等は下記のとおりであるので、貴職におかれては十分御了知の上、厳正かつ円滑な運用を図られるとともに、貴管下市町村（政令指定都市を除く。）に対しても、本通知の内容について周知方お願いしたい。

なお、「駐車場法施行令第 15 条の認定基準について」（昭和 43 年建設省都再発第 53 号）及び「二輪自動車等を駐車する場合の駐車場法施行令第 15 条の認定基準について」（平成 22 年国都街第 109 号及び第 110 号）は、平成 26 年 12 月 31 日をもって廃止する。

記

1. 駐車場法施行規則の一部を改正する省令（平成 26 年国土交通省令第 68 号）について

1. 1 改正の背景・趣旨

昨今、機械式立体駐車場において、利用者等が機械に身体を挟まれ死亡する事故等が発生していることに鑑み、駐車場法施行令第 15 条に基づく大臣認定制度の下で、同条に規定する特殊の装置（以下「機械式駐車装置」という。）の構造・設備と併せて安全性を確保するために必要な機能（以下「安全機能」という。）についても一体的に認定を行う仕組み、そして安全機能に係る認証に際して第三者機関の技術的知見を活用する仕組みを構築することとしたものである。

1. 2 改正の概要

(1) 安全基準への適合要求の追加（第4条第1項関係）

本改正省令の施行前の駐車場法施行令第15条の認定基準（以下「旧基準」という。）においては、安全機能は認定の要件とされていなかったところ、改正後の駐車場法施行規則（以下「新規則」という。）においては、機械式駐車装置の構造・設備と併せて安全機能についても基準を定め、これらの基準への適合を認定の要件とすることとしたものである。

(2) 登録認証機関制度の創設（第4条第2項、第5条～第21条関係）

機械式駐車装置の安全機能の認証について、第三者機関が認証を行う制度を導入するにあたり、認証の手続、当該事務を行う者（登録認証機関）の登録手続・要件及び登録認証機関の中立・公正な運営を確保するための所要の規定を設けることとしたものである。

(3) 経過措置（附則第3項及び第4項関係）

本改正省令の施行前に大臣認定を受けて現に設置されている機械式駐車装置については、これに新基準を遡及適用することによる社会的影響の甚大性に鑑み、施行後においても、引き続き大臣認定の効力があるものとみなすこととしたものである。また、本改正省令の施行後新たに設置される機械式駐車装置についても、新規則に基づく大臣認定の取得から製造・設置に至るまで一定の期間を要することから、本改正省令の施行日から1年6月の間に限り、施行前に大臣認定を受けた機械式駐車装置の設置を可能とすることとしたものである。なお、設置日とは、機械式駐車装置の本体部分の設置（据付等）に係る工事の着手日を指す。

2. 機械式駐車装置の構造及び設備並びに安全機能に関する基準（平成26年国土交通省告示第1191号）について

2. 1 告示の位置づけ

駐車場法施行規則の一部改正に伴い、新規則第4条第1項の規定に基づき、機械式駐車装置の構造及び設備並びに安全性を確保するために必要な機能に関する基準を定めるものである。

2. 2 告示の概要

(1) 総則（第1章関係）

本基準における適用範囲、用語の定義、機械式駐車装置の方式、対象とする自動車及び駐車場面積の算定方式について定めるものである。

旧基準において「駐車のために供する部分」として取り扱われていた部分のうち、人の通行及び自動車への乗降のために供する部分については、人が立ち入る部分であることから、新たに「乗降室」として定義し、第2章及び第3章において必要な基準を定めている。

なお、本基準は、一般的な方式の機械式駐車装置を対象としたものであり、自動車用エレベーターを除き、通常利用時において人を乗せた状態の自動車を搬送及び旋回する機械式駐車装置については、第4章に基づき、個別に国土交通大臣において認定することとしている。

(2) 構造及び設備に関する基準（第2章関係）

機械式駐車装置の構造及び設備に関する基準として、旧基準と同等の基準を、出入口、車路、駐車室の高さ、乗降室の高さ、避難階段、防火区画、換気装置、照明装置及び警報装置について定めるものである。

(3) 安全機能に関する基準（第3章関係）

過去の事故の発生状況等を踏まえ、その再発防止を図る観点から、新たに安全機能に関する基準として、囲い、出入口扉等、駐車室等、乗降室、機械装置、制御装置等、非常口等及び掲示について定めるものである。

(4) 基準の特例（第4章関係）

本基準により難い特別の事情における基準の特例について定めるものである。

3. 標準駐車場条例の改正について

機械式駐車装置は、路外駐車場で用いられるものと同種のもので共同住宅等においても広く用いられており、路外駐車場以外の駐車施設においても、大臣認定装置と同等の安全性を有する装置が設置されることが望ましい。

このため、各地方公共団体が定める駐車場条例の雛形である標準駐車場条例に、別添のとおり、附置義務駐車施設で用いられる機械式駐車装置について、大臣認定装置と同等の安全性を有するものを要求する規定（第29条の3）を追加したものである。

以 上

〇〇市駐車場条例

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、市が設置する路上駐車場及び路外駐車場の設置及び管理並びに駐車料金の額及びその徴収方法並びに駐車場配置適正化区域並びに建築物等における自動車の駐車のための施設の附置及び管理等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 路上駐車場

(設置等)

第2条 市長は、路上駐車場を設置し、又は廃止しようとするときは、当該路上駐車場の供用開始又は廃止の日及びその名称、位置、規模その他必要な事項を告示する。

(駐車料金を徴収する時間)

第3条 路上駐車場の駐車料金（以下この章において「料金」という。）を徴収する時間は、路上駐車場ごとに、午前0時から午前7時までの間を除いた時間内において市長が定め、告示する。

(料金の額等)

第4条 料金の額は、駐車時間〇分ごとに〇〇円とする。

2 料金は、前条の規定により市長が定めた時間内に自動車を駐車させる者から徴収する。

(料金の不徴収)

第5条 駐車場法（昭和32年法律第106号。以下「法」という。）第6条第1項ただし書きに規定する自動車を駐車させる場合のほか、次の各号の一に該当する自動車を駐車させる場合においては、料金を徴収しない。

- (1) 当該路上駐車場の附近において、警察官が犯罪捜査、実地検証又は交通事故調査を行うため使用する自動車
- (2) 当該路上駐車場の附近において、緊急を要する電気、ガス、電話、水道又は下水道の応急工事を行うために使用する自動車

(料金を無料とする日)

第6条 日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条の規定により休日とされる日においては、第4条の規定にかかわらず、料金を無料とする。

2 市長は、前項に規定する日以外の日について、臨時に料金を無料とすることができる。この場合においては、市長は、あらかじめ、その旨を告示する。

(料金の納付の方法)

第7条 自動車を駐車させようとする者は、あらかじめ、駐車させようとする時間に相当する料金をパーキング・メーターに投入して納付しなければならない。

2 前項の規定により料金を納付して自動車を駐車させている者が納付した料金に相当する駐車時間を超過して駐車させようとする場合においては、当該駐車時間が経過する前に、その超過して駐車させようとする時間に相当する料金をパーキング・メーターに投入して納付しなければならない。

3 パーキング・メーターの故障、破損等のため前二項の規定に従い料金を納付することができない場合において、自動車を駐車させ、又は既に納付した料金に相当する駐車時間を超過して駐車させようとする者は、駐車させようとする時間に相当する料金を規則で定めるところにより納付しなければならない。

(料金の不還付)

第8条 納付した料金は、還付しない。

(割増金)

第9条 市長は、規則で定めるところにより、不法に第7条の規定による料金の納付を免れた者から、その免れた額のほか、その額の2倍に相当する額を割増金として徴収する。

(駐車の拒否)

第10条 市長は、次の各号の一に該当する自動車については、駐車を拒否することができる。

- (1) 区画線を超える荷物を積載している自動車
- (2) 発火性又は引火性の物品を積載している自動車
- (3) 前二号に掲げるもののほか、路上駐車場の管理に支障を及ぼすおそれがあると認められる自動車

(禁止行為)

第11条 路上駐車場においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 区画線に従わないで自動車を駐車させること。
- (2) 他の自動車の駐車を妨げること。
- (3) 前二号に掲げるもののほか、路上駐車場の管理に支障を及ぼすおそれがある行為をすること。

(休止)

第12条 市長は、道路工事その他の理由により必要があると認めるときは、路上駐車場の全部又は一部の供用を休止することができる。この場合においては、市長は、当該路上駐車場上の見やすい箇所に、その旨を掲示する。

(損害賠償)

第13条 何人も、パーキング・メーター、標識その他路上駐車場の設備をき損し、又は滅失させたときは、その損害を賠償しなければならない。

第3章 路外駐車場

(設置)

第14条 市長は、路外駐車場を設置しようとするときは、当該路外駐車場の供用開始の日及びその名称、位置、規模、供用時間その他必要な事項を告示する。

(料金の額等)

第15条 路外駐車場の駐車料金（以下この章において「料金」という。）は、次の各号に掲げる時間の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

- (1) 午前8時から午後8時まで 駐車時間30分ごとに〇〇円以内で規則で定める額
- (2) 午後8時から翌日午前8時まで 駐車時間30分ごとに〇〇円以内で規則で定める額

2 駐車時間が午前8時又は、午後8時の前後にまたがる場合において、当該時点をまたがる30分について徴収する料金は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

- (1) 駐車時間が午前8時の前後にまたがる場合 前項第2号に掲げる額
- (2) 駐車時間が午後8時の前後にまたがる場合 前項第1号に掲げる額

3 市長は、必要があると認めるときは、回数駐車券又は定期駐車券を発行することができる。

4 前項の回数駐車券又は定期駐車券の料金の額、有効期間、発行枚数その他回数駐車券又は定期駐車券の発行及び使用について必要な事項は、規則で定める。

第15条の2 路外駐車場に充電施設（電気自動車に電気を供給する施設をいう。以下同じ。）が設置されている場合において、市長は、必要があると認めるときは、充電施設の使用料金を徴収することができる。

2 前項の使用料金の額は、〔①〕とする。

- 〔①〕
- (1) 30分ごとに〇〇円以内で規則で定める額
 - (2) 1回の使用ごとに〇〇円以内で規則で定める額
 - (3) 1kwhの充電ごとに〇〇円以内で規則で定める額

(注)〔①〕については、(1)から(3)のいずれかを選んで規定されたい。

(料金の徴収)

第16条 料金は、自動車を駐車させた者から自動車を出庫させるときに徴収する。ただし、前条第3項に規定する回数駐車券又は定期駐車券による駐車料金の徴収については、回数駐車券又は定期駐車券の発行のときに徴収する。

(料金の不徴収)

第17条 次の各号の一に該当する自動車を駐車させる場合においては、料金を徴収しない。

- (1) 道路交通法(昭和35年法律第105号)第39条第1項に規定する緊急自動車
- (2) 当該路外駐車場の附近において、国又は地方公共団体の職員が防疫活動その他の緊急を要する公務をおこなうため使用する自動車
- (3) 前二号に掲げるもののほか、市長が定める自動車

(料金の不還付)

第18条 納付した料金は、還付しない。ただし、第15条第3項の定期駐車券について納付した料金については、市長が特別の理由があると認めるときは、その一部又は全部を還付することができる。

2 前項ただし書の規定による料金の還付方法、還付の額及び手数料その他必要な事項は、規則で定める。

(割増金)

第19条 市長は、規則で定めるところにより、不法に第15条の規定による料金の納付を免れた者から、その額のほか、その額の2倍に相当する額を割増金として徴収する。

(駐車の拒否)

第20条 市長は、次の各号の一に該当する自動車については、駐車を拒否することができる。

- (1) 路外駐車場の構造上駐車させることができない自動車
- (2) 発火性又は引火性の物品を積載している自動車
- (3) 路外駐車場の構造又は設備をき損するおそれがあると認められる自動車
- (4) 前三号に掲げるもののほか、路外駐車場の管理に支障があると認められる自動車

(禁止行為)

第21条 路外駐車場においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 他の自動車の駐車を妨げること。
- (2) 充電施設を必要以上に独占して使用すること。
- (3) 路外駐車場の構造又は設備を汚染し、又はき損すること。
- (4) 前三号に掲げるもののほか、路外駐車場の管理に支障を及ぼすおそれがある行為をすること。

(休止等)

第22条 市長は、路外駐車場の補修その他の理由により必要があると認めるときは、路外駐車場の全部又は一部の供用を休止することができる。

2 市長は、前項の規定により路外駐車場の供用を休止しようとする場合は、その旨を告示する。休止している路外駐車場の全部又は一部の供用を再開しようとする場合にも、また同様とする。

(損害賠償)

第23条 何人も、路外駐車場の構造又は設備その他の物件をき損し、又は滅失させたときは、その損害を賠償しなければならない。

第4章 駐車場配置適正化区域

(駐車場配置適正化区域等)

第23条の2 都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第81条に基づき作成した立地適正化計画において記載した駐車場配置適正化区域に関する事項は次のとおりとする。

駐車場配置適正化区域	
名称	区域
□□駐車場配置適正化区域	■ ■町○○番地から××番地まで
◆◆駐車場配置適正化区域	◇◇町●●番地から◎◎番地まで

- 2 前項の立地適正化計画において記載した駐車場配置適正化区域に係る路外駐車場配置等基準並びに集約駐車施設の位置及び規模に関する事項は、規則で定める。
- 3 第1項の立地適正化計画において記載した駐車場配置適正化区域に設置される路外駐車場であって、都市再生特別措置法第106条第1項及び第2項の規定に基づき位置、規模等を市町村長へ届け出なければならないものの規模は、規則で定める。

第5章 建築物等における駐車施設の附置及び管理

(地区の指定)

第24条 法第20条第2項の駐車場整備地区若しくは商業地域若しくは近隣商業地域の周辺の都市計画区域内の地域（以下「周辺地域」という。）内で条例で定める地区（以下「周辺地区」という。）は、次のとおりとする。

- 町及び○○町の全部
- 町○○番地から○○番地まで

2 法第20条第2項の周辺地域、駐車場整備地区並びに商業地域及び近隣商業地域以外の都市計画区域内の地域であって自動車交通の状況が周辺地域に準ずる地域内又は自動車交通がふくそうすることが予想される地域内で条例で定める地区（以下「自動車ふくそう地区」という。）は、次のとおりとする。

- 町及び○○町の全部
- 町○○番地から○○番地まで

(駐車機能集約区域及び集約駐車施設)

第24条の2 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第7条に基づき作成した低炭素まちづくり計画において記載した駐車機能集約区域に関する事項は次のとおりとする。

駐車機能集約区域	
名称	区域
◎◎駐車機能集約区域	○○町○○番地から××番地まで
▲▲駐車機能集約区域	△△町▽▽番地から□□番地まで

2 前項の低炭素まちづくり計画において記載した駐車機能集約区域に係る集約駐車施設に関する事項は、規則で定める。

(建築物の新築の場合の駐車施設の附置)

第25条 次の表の(ア)欄に掲げる地区又は地域内において、(イ)欄に掲げる面積が(ウ)欄に掲げる面積を超える建築物を新築しようとする者は、(エ)欄に掲げる建築物の部分の床面積をそれぞれ(オ)欄に掲げる面積で除して得た数値を合計した数値（(カ)欄に規定する延べ面積が6,000平方メートルに満たない場合においては、当該合計した数値に(カ)欄に掲げる式により算出して得た数値を乗じて得た数値とし、小数点以下の端数があるときは、切り上げるものとする。）の台数以上の規模を有する駐車施設を当該建築物又は当該建築物の敷地内に附置しなければならない。ただし、駐車場整備地区内又は商業地域若しくは近隣商業地域内において、特定用途（法第20条1項に規定する特定用途をいう。以下同じ。）以外の用途（以下「非特定用途」という。）に供する建築物で、市長が特に必要がないと認めたものについては、この限りではない。

(ア)	駐車場整備地区又は商業地域若しくは近隣商業地域			周辺地区又は自動車ふくそう地区	
(イ)	特定用途に供する部分の床面積と非特定用途に供する部分の床面積に〔①〕を乗じて得たものとの合計			特定用途に供する部分の床面積	
(ウ)	〔②〕			2,000 平方メートル	
(エ)	百貨店その他の店舗の用途に供する部分	事務所の用途に供する部分	特定用途（百貨店その他の店舗及び事務所を除く）に供する部分	非特定用途に供する部分	特定用途に供する部分
(オ)	〔③〕	〔④〕	〔⑤〕	450 平方メートル	〔⑤〕
(カ)	$1 - \frac{〔②〕 \times (6,000 \text{ 平方メートル} - \text{延べ面積})}{6,000 \text{ 平方メートル} \times (\text{イ}) \text{ 欄に掲げる面積} - 〔②〕 \times \text{延べ面積}}$			$1 - \frac{6,000 \text{ 平方メートル} - \text{延べ面積}}{2 \times \text{延べ面積}}$	
備考					
1 (イ) 欄に規定する部分及び (エ) 欄に掲げる部分は、駐車施設の用途に供する部分を除き、観覧場にあつては、屋外観覧席の部分を含む。					
2 (カ) 欄に規定する延べ面積は、駐車施設の用途に供する部分の面積を除き、観覧場にあつては、屋外観覧席の部分の面積を含む。					

- 2 次に掲げる地区においては、前項の規定にかかわらず、同項の表の(オ)欄中〔③〕とあるのは〔③'〕と、〔④〕とあるのは〔④'〕と、〔⑤〕とあるのは〔⑤'〕と読み替えて、同項の規定を適用する。
- 〇〇町及び〇〇町の全部
 〇〇町〇〇番地から〇〇番地まで
- 3 第1項の規定により駐車施設を附置しなければならない者は、次の各号のいずれかにより駐車施設を附置する場合には、第1項の規定により駐車施設を附置したものとみなす。
- (1) 市長が特に必要と認めて、別に駐車施設の附置に係る基準を定めた地区において、当該基準により駐車施設を附置する場合
- (2) 規則で定める面積を超える建築物を新築する場合に、当該建築物の周辺における交通の特性等を踏まえ、規則で定める方法により算定された台数の駐車施設を附置する場合
- (3) 鉄道駅やバスターミナル等からの距離その他の事情を総合的に考慮して駐車施設の需要が低いと市長が認めた建築物について、当該建築物の延べ面積に当該建築物の駐車施設の需要に応じて市長が定める割合を乗じて得た面積を当該建築物の延べ面積とみなして算定された台数の駐車施設を附置する場合
- 4 第23条の2第1項に規定する駐車場配置適正化区域のうち、□□駐車場配置適正化区域においては、第1項の規定にかかわらず、同項中「当該建築物又は当該建築物の敷地内」とあるのは〔⑥〕と読み替えて、同項の規定を適用する。
- 5 第23条の2第1項に規定する駐車場配置適正化区域のうち、◆◆駐車場配置適正化区域においては、第1項の規定にかかわらず、同項中「当該建築物又は当該建築物の敷地内」とあるのは〔⑦〕と読み替えて、同項の規定を適用する。
- 6 前条第1項に規定する駐車機能集約区域のうち、◎◎駐車機能集約区域においては、第1項の規定にかかわらず、同項中「当該建築物又は当該建築物の敷地内」とあるのは〔⑧〕と読み替えて、同項の規定を適用する。
- 7 前条第1項に規定する駐車機能集約区域のうち、▲▲駐車機能集約区域においては、第1項の規定に

かかわらず、同項中「当該建築物又は当該建築物の敷地内」とあるのは〔⑨〕と読み替えて、同項の規定を適用する。

(注1) 第1項及び第2項における各空欄については、各都市・地区における交通の特性や交通計画を踏まえ、当該都市等における駐車需要等を十分に検討した上で各々の数値を設定することが望ましい。なお、以下に都市の人口規模別の標準的な数値を示すので、目安として参考とされたい。

$$〔①〕 = \frac{〔②〕}{2,000 \text{ 平方メートル}}$$

〔②〕 (1) 人口規模がおおむね50万人以上の都市 1,500平方メートル

(2) 人口規模がおおむね50万人未満の都市 1,000平方メートル

〔③〕、〔④〕及び〔⑤〕

(1) 人口がおおむね100万人以上の都市

・ 〔③〕 200平方メートル

・ 〔④〕 250平方メートル

・ 〔⑤〕 250平方メートル

(2) 人口がおおむね50万人以上100万人未満の都市

・ 〔③〕 150平方メートル

・ 〔④〕 200平方メートル

・ 〔⑤〕 200平方メートル

(3) 人口がおおむね50万人未満の都市

・ 〔③〕 150平方メートル

・ 〔④〕 200平方メートル

・ 〔⑤〕 200平方メートル

(注2) 〔⑥〕及び〔⑦〕については、それぞれの駐車場配置適正化区域において、各建築物若しくは各建築物の敷地内又は集約駐車施設内に附置を義務づける場合は(1)を、集約駐車施設内に附置を義務づける場合は(2)を規定されたい。

〔⑥〕 (1) 「当該建築物若しくは当該建築物の敷地内又は第23条の2第1項に規定する□□駐車場配置適正化区域に係る集約駐車施設内」

(2) 「第23条の2第1項に規定する□□駐車場配置適正化区域に係る集約駐車施設内」

〔⑦〕 (1) 「当該建築物若しくは当該建築物の敷地内又は第23条の2第1項に規定する◆◆駐車場配置適正化区域に係る集約駐車施設内」

(2) 「第23条の2第1項に規定する◆◆駐車場配置適正化区域に係る集約駐車施設内」

(注3) 〔⑧〕及び〔⑨〕については、それぞれの駐車機能集約区域において、各建築物若しくは各建築物の敷地内又は集約駐車施設内に附置を義務づける場合は(1)を、集約駐車施設内に附置を義務づける場合は(2)を規定されたい。

〔⑧〕 (1) 「当該建築物若しくは当該建築物の敷地内又は前条第1項に規定する◎◎駐車機能集約区域に係る集約駐車施設内」

(2) 「前条第1項に規定する◎◎駐車機能集約区域に係る集約駐車施設内」

〔⑨〕 (1) 「当該建築物若しくは当該建築物の敷地内又は前条第1項に規定する▲▲駐車機能集約区域に係る集約駐車施設内」

(2) 「前条第1項に規定する▲▲駐車機能集約区域に係る集約駐車施設内」

(注4) 第4項から第7項までの規定により読み替えを行う場合において、車いす使用者が円滑に利用することができる駐車施設を読み替えの対象外とするときは、第4項から第7項中「同項中」の後に「「駐車施設」の後に「(ただし、車いす使用者が円滑に利用することができる駐車施設として当該建築物又は当該建築物の敷地内に附置する1台分以上の駐車施設を除く。)」を加え、」を追加して規定されたい。

(建築物の新築の場合の荷さばきのための駐車施設の附置)

第25条の2 次の表の(ア)欄に掲げる地区又は地域内において、特定用途に供する部分の床面積が(イ)欄に掲げる面積を超える建築物を新築しようとする者は、(ウ)欄に掲げる建築物の部分の床面積をそれぞれ(エ)欄に掲げる面積で除して得た数値を合計した数値((オ)欄に規定する延べ面積が6,000平方メートルに満たない場合においては、当該合計した数値に(オ)欄に掲げる式により算出して得た数値を乗じて得た数値とし、小数点以下の端数があるときは、切り上げるものとする。)の台数以上の規模を有する荷さばきのための駐車施設を当該建築物又は当該建築物の敷地内に附置しなければならない。ただし、当該建築物の敷地の面積が市長が定める面積を下回る場合又は共同で荷さばきを行うための駐車施設の計画的な整備及び活用その他の代替措置により本条による荷さばきのための駐車施設の整備と同等以上の効力があると市長が認める場合においては、この限りではない。

(ア)	駐車場整備地区又は商業地域若しくは近隣商業地域				周辺地区又は自動車ふくそう地区
(イ)	2,000 平方メートル				3,000 平方メートル
(ウ)	百貨店その他の店舗の用途に供する部分	事務所の用途に供する部分	倉庫の用途に供する部分	特定用途(百貨店その他の店舗、事務所及び倉庫を除く。)に供する部分	特定用途に供する部分
(エ)	[①]	[②]	[③]	[④]	[⑤]
(オ)	1 - $\frac{6,000 \text{ 平方メートル} - \text{延べ面積}}{2 \times \text{延べ面積}}$				1 - $\frac{6,000 \text{ 平方メートル} - \text{延べ面積}}{\text{延べ面積}}$
備考					
1 (ウ)欄に掲げる部分は、駐車施設の用途に供する部分を除き、観覧場にあつては、屋外観覧席の部分を含む。					
2 (オ)欄に規定する延べ面積は、駐車施設の用途に供する部分の面積を除き、観覧場にあつては、屋外観覧席の部分の面積を含む。					

2 駐車場整備地区のうち荷さばきのための駐車施設の確保を図ることが特に必要と認められる次に掲げる地区においては、前項の規定にかかわらず、同項の表の〔①〕とあるのは〔①'〕と、〔②〕とあるのは〔②'〕と、〔③〕とあるのは〔③'〕と、〔④〕とあるのは〔④'〕と、〔⑤〕とあるのは〔⑤'〕と読み替えて、同項の規定を適用する。

〇〇町及び〇〇町の全部

〇〇町〇〇番地から〇〇番地まで

3 第23条の2第1項に規定する□□駐車場配置適正化区域においては、第1項の規定にかかわらず、同項中「当該建築物又は当該建築物の敷地内」とあるのは〔⑥〕と読み替えて、同項の規定を適用する。

4 第23条の2第1項に規定する◆◆駐車場配置適正化区域においては、第1項の規定にかかわらず、同項中「当該建築物又は当該建築物の敷地内」とあるのは〔⑦〕と読み替えて、同項の規定を適用する。

5 第24条の2第1項に規定する◎◎駐車機能集約区域においては、第1項の規定にかかわらず、同項中「当該建築物又は当該建築物の敷地内」とあるのは〔⑧〕と読み替えて、同項の規定を適用する。

6 第24条の2第1項に規定する▲▲駐車機能集約区域においては、第1項の規定にかかわらず、同項中「当該建築物又は当該建築物の敷地内」とあるのは〔⑨〕と読み替えて、同項の規定を適用する。

7 第1項及び第2項の規定により附置しなければならない荷さばきのための駐車施設の台数は、前条の規定により附置しなければならない駐車施設の台数に含めることができる。

8 第1項及び第2項の規定は、市長が特に必要と認めて、別に荷さばきのための駐車施設の附置に係る基準を定めた地区においては、適用しない。

(注1) 第1項及び第2項における各空欄については、各都市・地区における交通の特性や交通計画を踏まえ、当該都市等における荷さばきに係る駐車需要等を十分に検討した上で各々の数値を設定することが望ましい。

なお、以下に都市の人口規模別の標準的な数値を示すので、目安として参考とされたい。

(1) 人口がおおむね100万人以上の都市

- ・〔①〕 2,500平方メートル
- ・〔②〕 5,500平方メートル
- ・〔③〕 2,000平方メートル
- ・〔④〕 3,500平方メートル
- ・〔⑤〕 7,000平方メートル

(2) 人口がおおむね50万人以上100万人未満の都市

- ・〔①〕 2,500平方メートル
- ・〔②〕 5,000平方メートル
- ・〔③〕 1,500平方メートル
- ・〔④〕 3,500平方メートル
- ・〔⑤〕 6,500平方メートル

(3) 人口がおおむね50万人未満の都市

- ・〔①〕 3,000平方メートル
- ・〔②〕 5,000平方メートル
- ・〔③〕 1,500平方メートル
- ・〔④〕 4,000平方メートル
- ・〔⑤〕 5,000平方メートル

(注2) 〔⑥〕及び〔⑦〕については、それぞれの駐車場配置適正化区域において、各建築物若しくは各建築物の敷地内又は集約駐車施設内に附置を義務づける場合は(1)を、集約駐車施設内に附置を義務づける場合は(2)を規定されたい。

〔⑥〕 (1)「当該建築物若しくは当該建築物の敷地内又は第23条の2第1項に規定する□□駐車場配置適正化区域に係る集約駐車施設内」

(2)「第23条の2第1項に規定する□□駐車場配置適正化区域に係る集約駐車施設内」

〔⑦〕 (1)「当該建築物若しくは当該建築物の敷地内又は第23条の2第1項に規定する◆◆駐車場配置適正化区域に係る集約駐車施設内」

(2)「第23条の2第1項に規定する◆◆駐車場配置適正化区域に係る集約駐車施設内」

(注3) 〔⑧〕及び〔⑨〕については、それぞれの駐車機能集約区域において、各建築物若しくは各建築物の敷地内又は集約駐車施設内に附置を義務づける場合は(1)を、集約駐車施設内に附置を義務づける場合は(2)を規定されたい。

〔⑧〕 (1)「当該建築物若しくは当該建築物の敷地内又は第24条の2第1項に規定する◎◎駐車機能集約区域に係る集約駐車施設内」

(2)「第24条の2第1項に規定する◎◎駐車機能集約区域に係る集約駐車施設内」

〔⑨〕 (1)「当該建築物若しくは当該建築物の敷地内又は第24条の2第1項に規定する▲▲駐車機能集約区域に係る集約駐車施設内」

(2)「第24条の2第1項に規定する▲▲駐車機能集約区域に係る集約駐車施設内」

(建築物の新築の場合の自動二輪車のための駐車施設の附置)

第25条の3 次の表の(ア)欄に掲げる地区又は地域内において、特定用途に供する部分の床面積が(イ)欄に掲げる面積を超える建築物を新築しようとする者は、(ウ)欄に掲げる建築物の部分の床面積をそ

れぞれ（エ）欄に掲げる面積で除して得た数値を合計した数値（（オ）欄に規定する延べ面積が6,000平方メートルに満たない場合においては、当該合計した数値に（オ）欄に掲げる式により算出して得た数値を乗じて得た数値とし、小数点以下の端数があるときは、切り上げるものとする。）の台数以上の規模を有する自動二輪車のための駐車施設を当該建築物又は当該建築物の敷地内に附置しなければならない。

(ア)	駐車場整備地区又は商業地域若しくは近隣商業地域		周辺地区又は自動車ふくそう地区
(イ)	〔①〕		2,000 平方メートル
(ウ)	百貨店その他の店舗の用途に供する部分	特定用途（百貨店その他の店舗を除く。）に供する部分	特定用途に供する部分
(エ)	〔②〕	〔③〕	〔④〕
(オ)	1 - $\frac{〔①〕 \times (6,000 \text{ 平方メートル} - \text{延べ面積})}{(6,000 \text{ 平方メートル} - 〔①〕) \times \text{延べ面積}}$		1 - $\frac{6,000 \text{ 平方メートル} - \text{延べ面積}}{2 \times \text{延べ面積}}$
備考			
1 （ウ）欄に掲げる部分は、駐車施設の用途に供する部分を除き、観覧場にあつては、屋外観覧席の部分を含む。			
2 （オ）欄に規定する延べ面積は、駐車施設の用途に供する部分の面積を除き、観覧場にあつては、屋外観覧席の部分の面積を含む。			

2 次に掲げる地区においては、前項の規定にかかわらず、同項の表の（エ）欄中〔②〕とあるのは〔②'〕と、〔③〕とあるのは〔③'〕と、〔④〕とあるのは〔④'〕と読み替えて、同項の規定を適用する。

〇〇町及び〇〇町の全部

〇〇町〇〇番地から〇〇番地まで

3 前2項の規定は、市長が特に必要と認めて、別に駐車施設の附置に係る基準を定めた地区においては、適用しない。

4 第23条の2第1項に規定する□□駐車場配置適正化区域においては、第1項の規定にかかわらず、同項中「当該建築物又は当該建築物の敷地内」とあるのは〔⑤〕と読み替えて、同項の規定を適用する。

5 第23条の2第1項に規定する◆◆駐車場配置適正化区域においては、第1項の規定にかかわらず、同項中「当該建築物又は当該建築物の敷地内」とあるのは〔⑥〕と読み替えて、同項の規定を適用する。

6 第24条の2第1項に規定する◎◎駐車機能集約区域においては、第1項の規定にかかわらず、同項中「当該建築物又は当該建築物の敷地内」とあるのは〔⑦〕と読み替えて、同項の規定を適用する。

7 第24条の2第1項に規定する▲▲駐車機能集約区域においては、第1項の規定にかかわらず、同項中「当該建築物又は当該建築物の敷地内」とあるのは〔⑧〕と読み替えて、同項の規定を適用する。

（注1）第1項及び第2項における各空欄については、各都市・地区における交通の特性や交通計画を踏まえ、当該都市等における駐車需要等を十分に検討した上で各々の数値を設定することが望ましい。なお、以下に標準的な数値を示すので、目安として参考とされたい。

〔①〕 (1)人口規模がおおむね50万人以上の都市 1,500平方メートル

(2)人口規模がおおむね50万人未満の都市 1,000平方メートル

〔②〕 3,000平方メートル

〔③〕 8,000平方メートル

〔④〕 8,000平方メートル

（注2）〔⑤〕及び〔⑥〕については、それぞれの駐車場配置適正化区域において、各建築物若しくは各建築物の敷地内又は集約駐車施設内に附置を義務づける場合は(1)を、集約駐車施設内に附置を義務

づける場合は(2)を規定されたい。

〔⑤〕(1)「当該建築物若しくは当該建築物の敷地内又は第23条の2第1項に規定する□□駐車場配置適正化区域に係る集約駐車施設内」

(2)「第23条の2第1項に規定する□□駐車場配置適正化区域に係る集約駐車施設内」

〔⑥〕(1)「当該建築物若しくは当該建築物の敷地内又は第23条の2第1項に規定する◆◆駐車場配置適正化区域に係る集約駐車施設内」

(2)「第23条の2第1項に規定する◆◆駐車場配置適正化区域に係る集約駐車施設内」

(注3)〔⑦〕及び〔⑧〕については、それぞれの駐車機能集約区域において、各建築物若しくは各建物の敷地内又は集約駐車施設内に附置を義務づける場合は(1)を、集約駐車施設内に附置を義務づける場合は(2)を規定されたい。

〔⑦〕(1)「当該建築物若しくは当該建築物の敷地内又は第24条の2第1項に規定する◎◎駐車機能集約区域に係る集約駐車施設内」

(2)「第24条の2第1項に規定する◎◎駐車機能集約区域に係る集約駐車施設内」

〔⑧〕(1)「当該建築物若しくは当該建築物の敷地内又は第24条の2第1項に規定する▲▲駐車機能集約区域に係る集約駐車施設内」

(2)「第24条の2第1項に規定する▲▲駐車機能集約区域に係る集約駐車施設内」

(大規模な事務所の特例にかかる大規模低減)

第26条 前三条の規定にかかわらず、床面積が10,000平方メートルを超える事務所の用途に供する部分を有する建築物にあっては、当該事務所の用途に供する部分の床面積のうち、10,000平方メートルを超え50,000平方メートルまでの部分の床面積に0.7を、50,000平方メートルを超え100,000平方メートルまでの部分の床面積に0.6を、100,000平方メートルを超える部分の床面積に0.5をそれぞれ乗じたものの合計に10,000平方メートルを加えた面積を当該用途に供する部分の床面積とみなして、同条の規定を適用する。

(駐車施設の集約に係る附置義務台数の低減)

第26条の2 次の駐車場配置適正化区域及び駐車機能集約区域において、第25条から第25条の3までの規定に基づき駐車施設を集約駐車施設内に附置する場合にあっては、これら規定により附置しなければならない台数に次に規定する数値を乗じた台数(小数点以下の端数があるときは、切り上げるものとする。)を附置しなければならない台数とみなして、これら規定を適用する。

(1) □□駐車場配置適正化区域 ○○

(2) ◆◆駐車場配置適正化区域 ○○

(3) ◎◎駐車機能集約区域 ○○

(4) ▲▲駐車機能集約区域 ○○

(注) 本条文は、異なる用途の建築物の駐車施設を集約する場合等、各々の駐車需要の変動が時間帯・曜日によって異なる場合に、附置義務台数を適切に減じる数値(1未満の数値)を設定の上、規定されたい。

(建築物の増築又は用途の変更の場合の駐車施設の附置)

第27条 建築物を増築しようとする者又は建築物の部分の用途の変更で、当該用途の変更により特定部分が増加することとなるものために法第20条の2に規定する大規模の修繕又は大規模の模様替をしようとする者は、当該増築又は用途の変更後の建築物を新築した場合において前五条の規定により附置しなければならない駐車施設の規模から、当該増築又は用途の変更前の建築物を新築した場合においてこれらの規定により附置しなければならない駐車施設の規模を減じた規模の駐車施設を、当該増築又は用途の変更に係る建築物又は、当該建築物の敷地内に附置しなければならない。

2 第23条の2第1項に規定する□□駐車場配置適正化区域においては、前項の規定にかかわらず、「当該増築又は用途の変更に係る建築物又は、当該建築物の敷地内」とあるのは〔①〕と読み替えて、同項の規定を適用する。

3 第23条の2第1項に規定する◆◆駐車場配置適正化区域においては、第1項の規定にかかわらず、

「当該増築又は用途の変更に係る建築物又は、当該建築物の敷地内」とあるのは〔②〕と読み替えて、同項の規定を適用する。

- 4 第24条の2第1項に規定する◎◎駐車機能集約区域においては、第1項の規定にかかわらず、「当該増築又は用途の変更に係る建築物又は、当該建築物の敷地内」とあるのは〔③〕と読み替えて、同項の規定を適用する。
- 5 第24条の2第1項に規定する▲▲駐車機能集約区域においては、第1項の規定にかかわらず、「当該増築又は用途の変更に係る建築物又は、当該建築物の敷地内」とあるのは〔④〕と読み替えて、同項の規定を適用する。

(注1) 〔①〕及び〔②〕については、それぞれの駐車場配置適正化区域において、各建築物若しくは各建築物の敷地内又は集約駐車施設内に附置を義務づける場合は(1)を、集約駐車施設内に附置を義務づける場合は(2)を規定されたい。

- 〔①〕 (1) 「当該建築物若しくは用途の変更に係る建築物若しくは、当該建築物の敷地内又は第23条の2第1項に規定する□□駐車場配置適正化区域に係る集約駐車施設内」
(2) 「第23条の2第1項に規定する□□駐車場配置適正化区域に係る集約駐車施設内」

- 〔②〕 (1) 「当該建築物若しくは用途の変更に係る建築物若しくは、当該建築物の敷地内又は第23条の2第1項に規定する◆◆駐車場配置適正化区域に係る集約駐車施設内」
(2) 「第23条の2第1項に規定する◆◆駐車場配置適正化区域に係る集約駐車施設内」

(注2) 〔③〕及び〔④〕については、それぞれの駐車機能集約区域において、各増築若しくは用途の変更に係る建築物若しくは、当該建築物の敷地内又は集約駐車施設内に附置を義務づける場合は(1)を、集約駐車施設内に附置を義務づける場合は(2)を規定されたい。

- 〔③〕 (1) 「当該増築若しくは用途の変更に係る建築物若しくは、当該建築物の敷地内又は第24条の2第1項に規定する◎◎駐車機能集約区域に係る集約駐車施設内」
(2) 「第24条の2第1項に規定する◎◎駐車機能集約区域に係る集約駐車施設内」

- 〔④〕 (1) 「当該増築若しくは用途の変更に係る建築物若しくは、当該建築物の敷地内又は第24条の2第1項に規定する▲▲駐車機能集約区域に係る集約駐車施設内」
(2) 「第24条の2第1項に規定する▲▲駐車機能集約区域に係る集約駐車施設内」

(建築物が地区又は地域の内外にわたる場合)

第28条 建築物の敷地が駐車場整備地区若しくは商業地域若しくは近隣商業地域内、周辺地区若しくは自動車ふくそう地区内又はこれら以外の地域内のいずれかの2以上の地区又は地域内にわたるときは、当該敷地の最も大きな部分が属する地区又は地域内に当該建築物があるものとみなして、前六条の規定を適用する。

2 建築物の敷地が駐車場配置適正化区域の内外にわたる場合においては、当該敷地の過半が当該区域内にあるときに限り、当該区域内に当該建築物の敷地があるものとみなして前六条の規定を適用する。

3 建築物の敷地が駐車機能集約区域の内外にわたる場合においては、当該敷地の過半が当該区域内にあるときに限り、当該区域内に当該建築物の敷地があるものとみなして前六条の規定を適用する。

(駐車の用に供する部分の規模)

第29条 第25条及び第26条から第27条までの規定により附置しなければならない駐車施設のうち自動車の駐車の用に供する部分の規模は、駐車台数1台につき幅2.3メートル以上、奥行5メートル以上とし、自動車を安全に駐車させ、及び出入りさせることができるものとしなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、第25条及び第26条から第27条までの規定により附置しなければならない駐車施設の台数に0.3を乗じて得た台数(小数点以下の端数がある場合は、切り上げるものとする。)に係る自動車の駐車の用に供する部分の規模は、幅2.5メートル以上、奥行6メートル以上としなければならない。かつ、そのうち少なくとも1台分については、道又は公園、広場その他の空地までの経路ができるだけ短くなる位置に設置される車いす使用者が円滑に利用することができる駐車施設として、幅3.5メートル以上、奥行6メートル以上としなければならない。

3 第25条の2及び第26条から第27条までの規定により附置しなければならない荷さばきのための駐車施設のうち自動車の駐車の用に供する部分の規模は、幅3メートル以上、奥行き7.7メートル以上、はり下の高さ3メートル以上とし、自動車を安全に駐車させ、出入りさせることができるものでなければならない、ただし、当該建築物の構造又は敷地の状態から市長がやむを得ないと認める場合においてはこの限りではない。

4 第25条の3から第27条までの規定により附置しなければならない自動二輪車のための駐車施設のうち、自動二輪車の駐車の用に供する部分の規模は、駐車台数1台につき幅1メートル以上、奥行き2.3メートル以上とし、自動二輪車を安全に駐車させ、及び出入りさせることができるものとしなければならない。

(注) 本項における自動二輪車の駐車の用に供する部分の規模は、当該都市等における自動二輪車の駐車に係る需要等を踏まえ、附置しなければならない台数のうち、一定の割合について異なる規模として定めることも可能である。

5 前各項の規定は、第25条から第27条までの規定により駐車施設を集約駐車施設内に附置する場合は、適用しない。

(集約駐車施設の規模)

第29条の2 前条第1項から第4項までの規定は、第23条の2第2項の規則で定める集約駐車施設について準用する。この場合において、前条第1項及び第2項中「第25条及び第26条から第27条までの規定により附置しなければならない駐車施設」とあるのは「第23条の2第2項の規則で定める集約駐車施設」と、同条第3項中「第25条の2及び第26条から第27条までの規定により附置しなければならない荷捌きのための駐車施設」とあるのは「第25条の2第2項の規則で定める集約駐車施設（荷捌きのための駐車施設に限る。）」と、同条第4項中「第25条の3から第27条までの規定により附置しなければならない自動二輪車のための駐車施設」とあるのは「第23条の2第2項の規則で定める集約駐車施設（自動二輪車のための駐車施設に限る。）」と読み替えるものとする。

2 前条第1項から第4項までの規定は、第24条の2第2項の規則で定める集約駐車施設について準用する。この場合において、前条第1項及び第2項中「第25条及び第26条から第27条までの規定により附置しなければならない駐車施設」とあるのは「第24条の2第2項の規則で定める集約駐車施設」と、同条第3項中「第25条の2及び第26条から第27条までの規定により附置しなければならない荷さばきのための駐車施設」とあるのは「第24条の2第2項の規則で定める集約駐車施設（荷さばきのための駐車施設に限る。）」と、同条第4項中「第25条の3から第27条までの規定により附置しなければならない自動二輪車のための駐車施設」とあるのは「第24条の2第2項の規則で定める集約駐車施設（自動二輪車のための駐車施設に限る。）」と読み替えるものとする。

(特殊の装置)

第29条の3 第25条及び第25条の3から第27条までの規定により附置しなければならない駐車施設において特殊の装置を用いる場合は、駐車場法施行令（昭和32年政令第340号）第15条に規定する特殊の装置として国土交通大臣が認定したものと同等の安全性を有するものとし、第29条第1項、第2項及び第4項の規定は適用しない。

(駐車附置の特例)

第30条 第25条から第27条までの規定により駐車施設を附置すべき者（第23条の2第1項に規定する駐車場配置適正化区域内においては、同条第2項の規則で定める集約駐車施設に駐車施設を附置すべき者、及び第24条の2第1項に規定する駐車機能集約区域内においては、同条第2項の規則で定める集約駐車施設に駐車施設を附置すべき者を除く。次条において同じ。）が、交通の安全及び円滑化又は土地の有効な利用に資するものとして市長の認定を受けて当該建築物の敷地以外の場所に駐車施設を設けたときは、当該建築物又は当該建築物の敷地内に駐車施設を附置したものとみなす。

2 前項の規定により市長の認定を受けようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該駐車施設の位置、規模その他必要な事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。申請書に

記載した内容について変更しようとする場合も、また同様とする。

(建築物の敷地以外の場所における駐車附置に関する勧告)

第30条の2 市長は、交通の安全及び円滑化又は土地の有効な利用に資すると認めるときは、第25条から第27条までの規定により駐車施設を附置すべき者に対し、当該建築物の敷地以外の場所に駐車施設を設けるべきことを勧告することができる。

(集約駐車施設への駐車附置の確認)

第30条の3 第25条から第27条までの規定により集約駐車施設内に駐車施設を附置しようとする者は、規則で定めるところにより、集約駐車施設内に駐車施設を附置していることについて、市長の確認を受けることができる。

2 前項の規定により市長の確認を受けた者は、確認を受けた駐車施設の附置の内容に有効期間があり、当該有効期間の満了後も第25条から第27条までの規定により駐車施設の附置をしなければならない場合には、駐車施設を附置していることについて市長の確認を受けなければならない。

(適用の除外)

第31条 建築基準法(昭和25年法律第201号)第85条に規定する仮設建築物を新築し、増築し、又は当該建築物の用途の変更をしようとする者については、第25条から第27条までの規定は、適用しない。

2 この条例の施行後新たに駐車場整備地区又は商業地域若しくは近隣商業地域に指定された区域内において、当該地区又は地域に指定された日から起算して6月以内に建築物の新築、増築又は用途の変更の工事に着手した者については、第25条から第27条までの規定にかかわらず、当該地域の指定前の例による。

(駐車施設の管理)

第32条 第25条から第27条までの規定により設置された駐車施設(第30条第1項の規定により建築物又はその敷地内に附置したものとみなされる駐車施設を含む。)の所有者又は管理者は、当該駐車施設をその目的に適合するように管理しなければならない。

(立入検査)

第33条 市長は、この章の規定を施行するため必要な限度において、建築物又は駐車施設の所有者又は管理者に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又は部下の職員をして建築物若しくは駐車施設に立ち入り、検査をさせることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(措置命令)

第34条 市長は、第25条から第27条まで、第29条又は第32条の規定に違反した者に対して、相当の期限を定めて、駐車施設の附置、現状回復その他当該違反を是正するために必要な措置を命じることができる。

2 前項の規定による措置の命令は、その命じようとする措置及び理由を記載した措置命令書により行うものとする。

3 前項に規定する措置命令書の様式は、規則で定める。

第6章 罰則

(罰則)

第35条 前条第1項の規定による市長の命令に従わなかった者は、50万円以下の罰金に処する。

2 第33条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、もしくは忌避した者は、20万円以下の罰金に処する。

3 第30条第2項の規定に違反した者は、10万円以下の罰金に処する。

4 第30条の3第2項の規定に違反した者は、10万円以下の罰金に処する。

第36条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、前条に規定する違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の刑を科する。

第7章 委任

第37条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例が施行された日から起算して6月以内に建築物の新築、増築又は用途の変更の工事に着手した者については、第25条第4項から第7項まで、第25条の2第3項から第8項まで、第25条の3第4項から第7項まで、第26条の2並びに第27条第2項から第5項までの規定は適用しない。

(附置義務台数の低減についての既存建築物への適用)

3 この条例による改正前の第25条から第27条の規定に基づき建築物に駐車施設を附置した者は、市長の認定を受けて、改正後の第25条から第27条の規定(次項において「新基準」という。)を適用することができる。

4 前項の規定により市長の認定を受けようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、新基準の適用を受けようとする建築物の位置、駐車施設の台数その他必要な事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。申請書に記載した内容について変更しようとする場合も、また同様とする。

(注) 第3項及び第4項の規定は、第25条から第27条において規定されている附置義務の原単位を緩和し附置義務台数を低減させた場合に、既存の建築物に新基準を適用する際に必要な手続の規定として、必要に応じ規定されたい。